

平成29年11月定例県議会

提出議案一覧  
(12月6日追加提案分)

島根県



## 第 4 6 1 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 2 9 . 1 2 . 6 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名				
議 案 (15件)	予 算 案 (10件)	1 3 1	<b>平成 2 9 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 5 号 )</b> 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 ① 補正額 808,230千円 ② 歳入歳出予算 11月補正後予算額 (第4号提案後) (a) 5,219億円 11月補正予算額 (第5号) (b) 8億円 補正後予算額 (a) + (b) 5,227億円 * 対前年度同期比 95.8% 【参考】平成28年度11月補正後予算額 5,455億円 ③ 財源 全額繰越金				
		1 3 2 ～ 1 3 5	<b>平成 2 9 年度 島 根 県 中 小 企 業 近 代 化 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )</b> <b>外 3 特 別 会 計 補 正 予 算</b> 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 3 2 中小企業近代化資金</td> <td style="width: 50%;">1 3 3 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 3 4 流域下水道</td> <td>1 3 5 県営住宅</td> </tr> </table> </div>	1 3 2 中小企業近代化資金	1 3 3 臨港地域整備	1 3 4 流域下水道	1 3 5 県営住宅
		1 3 2 中小企業近代化資金	1 3 3 臨港地域整備				
1 3 4 流域下水道	1 3 5 県営住宅						
1 3 6 ～ 1 4 0	<b>平成 2 9 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )</b> <b>外 4 事 業 会 計 補 正 予 算</b> 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     1 3 6 病院 1 3 7 電気 1 3 8 工業用水道 1 3 9 水道 1 4 0 宅地造成                 </div>						

区 分		議案No	議 案 名																	
条例案 (5件)	141	<p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p>③ 医師又は歯科医師に係る初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>413,800円</td> <td>414,300円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,600円</td> <td>50,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給期間</td> <td>採用の日から9年以内</td> <td>採用の日から13年以内</td> </tr> <tr> <td>支給月額の限度額</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日：①③公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用) ④平成30年4月1日</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,800円	414,300円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,600円	50,700円		改正前	改正後	支給期間	採用の日から9年以内	採用の日から13年以内	支給月額の限度額	45,000円	50,000円
	支給対象者	改正前	改正後																	
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,800円	414,300円																	
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,600円	50,700円																		
	改正前	改正後																		
支給期間	採用の日から9年以内	採用の日から13年以内																		
支給月額の限度額	45,000円	50,000円																		
142	<p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p>施行日：①公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用)</p>																			
143	<p><b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ(+0.1月分)</p> <p>施行日：①公布の日 (平成29年4月1日から適用) ②公布の日 (平成29年12月1日から適用)</p>																			

区 分		議案No	議 案 名																		
条例案 つづき	144	<b>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</b> 一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.1月分）  施行日：公布の日 （平成29年12月1日から適用）																			
	145	<b>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の報告を受けて、教員特殊業務手当の額を改正 <table border="1" data-bbox="466 719 1331 918"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">修学旅行等引率指導業務</td> <td>4,250円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対外運動競技等引率指導業務</td> <td>4,250円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部活動指導業務 (週休日等)</td> <td>4時間以上</td> <td>3,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成30年1月1日		区分		改正前	改正後	修学旅行等引率指導業務		4,250円	5,100円	対外運動競技等引率指導業務		4,250円	5,100円	部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	3,000円	3,600円	2時間以上4時間未満	1,500円
区分		改正前	改正後																		
修学旅行等引率指導業務		4,250円	5,100円																		
対外運動競技等引率指導業務		4,250円	5,100円																		
部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	3,000円	3,600円																		
	2時間以上4時間未満	1,500円	1,800円																		

参考

県予算規模の推移

(単位：百万円)

年度	当初	前年比 (%)	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	その他	最終専決後
10	639,430	+6.0	44,955 (経済対策45,964)	4,665 (経済対策 4,205)	46,835 (経済対策45,734) 追加提案 1,050 (給与 1,050)	追加提案 ▲6,908 (経済対策 702)	10/15 1,200 (災害復旧)	730,209
11	◎ 634,415	▲0.8	23,101	11,465	追加提案 36,973 (経済対策37,670) (給与 ▲1,483)	追加提案 1,195 (経済対策 6,779)		708,415
12	643,823	+1.5		11,697 (経済対策 3,835)	28,958 (経済対策26,720) 追加提案 ▲1,172 (給与 ▲1,172)	追加提案 ▲1,457 (経済対策 4,963)	10/23 403 (震災対策)	679,977
13	665,250	+3.3		4,546	4,647 (緊急雇用創出 3,600)	追加提案 ▲965 (経済対策22,263)	8/ 2 109 (漁業対策)	674,343
14	642,760	▲3.4		6,856	30	11,238 (経済対策11,238) 追加提案 ▲22,049 (経済対策 1,495)		638,458
15	◎ 626,909	▲2.5	2,995	7,900		追加提案 ▲31,882	10/10 866 (衆院選挙)	604,649
16	605,741	▲3.4		▲1,315	1,041	追加提案 ▲18,512		585,474
17	553,973	▲8.5		▲1,562		追加提案 ▲ 2,008	8/ 8 850 (衆院選挙)	554,186
18	523,261	▲5.5		1,863	4,508	追加提案 ▲ 4,691	7/31 13,529 (豪雨災害)	538,243
19	◎ 510,731	▲2.4	5,916	663	3,691	追加提案 ▲13,974		507,797
20	501,199	▲1.9	3,288	1,515	2,619 (経済対策 2,619)	23,195 (経済対策23,127) 追加提案 ▲16,703	3/24 15 (強風災害)	516,262
21	527,070 (内経済対策 8,335)	+5.2	45,403 (経済対策45,403)	15,635 (経済対策 8,827)	1,399 (経済対策 485)	26,516 (経済対策25,974) 追加提案 ▲20,870 (経済対策 5,921)		598,032
22	535,493 (内経済対策 25,706)	+1.6	200	追加提案 4,864 (経済対策 4,044)	440 (経済対策 434) 追加提案 15,741 (経済対策15,541)	① 267 (除雪 267) ② 2,754 (経済・緊急対策6,929) 追加提案 ▲20,132	8/ 9 31 (口蹄疫) 8/23 1,568 (土砂災害)	552,554
23	532,225 (内経済・緊急対策 27,630)	▲0.6	6,298 (経済対策 6,057)	2,913 (経済・緊急対策767)	2,775 (経済対策 2,250) 追加提案 9,144 (経済対策 9,138)	7,087 (経済対策 714) 追加提案 ▲21,034		541,312
24	527,651	▲0.9	1,100	3,159	追加提案① 431 追加提案② 673 (経済対策 5,363) (経済対策 4,194) (給与 1,169) 追加提案③ 2,572 (経済対策 2,572)	30,075 (経済対策31,325) 追加提案 ▲25,273	5/14 390 (雇用基金等)	543,693
25	531,157	+0.7	558	① 81 (災害援護資金 81) ② 32,509 (災害復旧24,856)	1,150	11,359 (経済対策13,530) 追加提案 ▲38,451	7/ 3 42 (風しん抗体検査) 8/29 900 (8月大雨災害)	538,588
26	527,234	▲0.7	369	3,577	追加提案 2,794 (給与 1,533) (給与 924)	① 6,058 (経済対策 7,315) ② 1,650 追加提案 ▲32,037		511,435
27	529,966	+0.5	279	3,780	追加提案 918 (給与 918)	12,051 追加提案 ▲39,671		533,770
28	520,219	▲1.8	437	追加提案 4,703 (経済対策16,118)	3,612 (経済対策 3,612) 追加提案 414 (給与 414)	1,804 (経済対策 1,804) 追加提案 ▲40,171		505,596
29	511,771	▲1.6	315	追加提案 9,168 (給与 608)	43 追加提案 808 (給与 808)			

(注) 1. 当初予算欄の◎は、統一地方選挙を控えた「骨格予算」

2. 平成25年3月29日島根県告示第231号により定例県議会招集月を12月から11月に変更したため「11月補正」に改称